

いじめ防止基本方針（令和5年度）

安来市立能義小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【 いじめ防止対策推進法 平成25年 】

2 いじめ防止等の対策に関する本校の基本的な考え方

いじめはすべての児童に関わる問題であり、いじめ防止等の対策は、次の事項を基本的な考えとして行わなければならない。

- ・ すべての児童が安心して生活し、学ぶことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
- ・ すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすること
- ・ いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、主体的かつ協働して、いじめ問題を克服することをめざして取り組むこと

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、「どの子にも、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立つ。すべての児童を対象に、「いじめは決して許されない」行為であることの理解を促進し、教育活動全体を通して、人権教育の推進を図り、豊かな人間関係づくり、集団づくりの素地を養う。

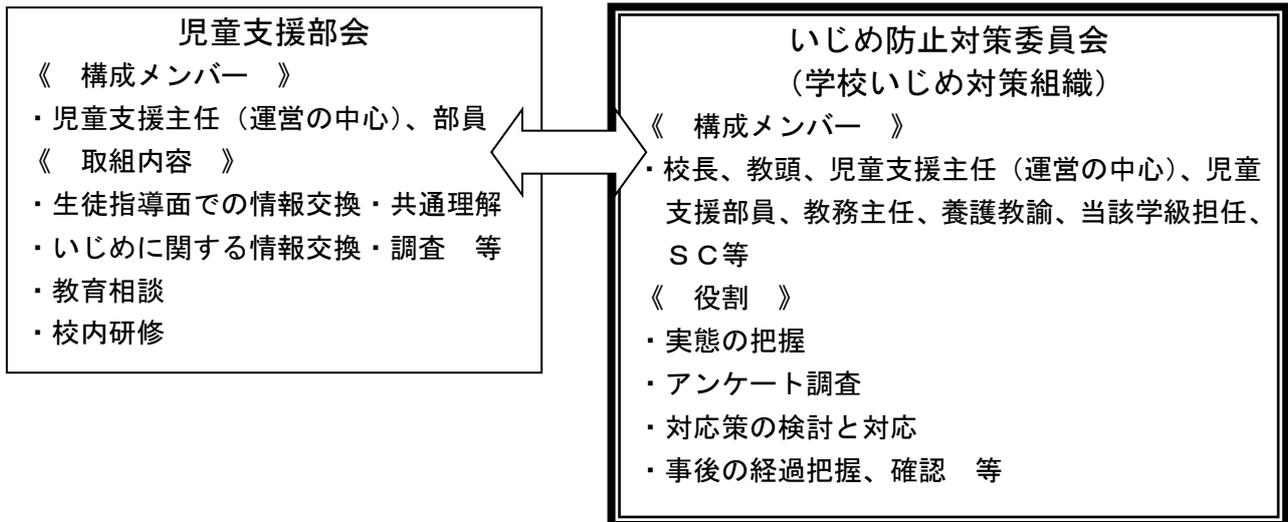
(2) いじめの早期発見

児童の小さな変化や兆候を見逃さず、積極的に認知していくという姿勢をもつ。また、日頃から信頼関係の構築に努め、児童がいじめを訴えやすい体制を整備する。そして、迅速かつ組織的に対応するために、家庭やPTAや地域関係者、関係機関等と連絡を密にし、より多くの目で児童を見守る。

(3) いじめへの対処

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保、事実確認に基づく適切な指導など、解決に向けて迅速な対応を組織的に行う。

4 いじめ対策の組織



5 未然防止のための取組

(1) 教職員による共通理解

月1回、職員会議で児童理解を目的に、現状や指導についての情報交換及び共通行動について話し合いを行う。学校図書館司書も必要に応じて会議に参加し、児童理解を深める。

(2) 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやり認め合う集団づくり

- ① 「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして「子どもは、教職員の鏡である」という認識をもって教職員が手本となる。
- ② 異学年交流活動を通して、思いやりの心を育む。
 - ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・ ファミリー一班遊び・のきっこ集会・のきっこ運動会

(3) 自尊感情を育む学級づくり

- ① 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳科の時間には命の大切さについての指導を行う。見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを気づかせる。
- ② 計画的な教育相談を実施し、児童との信頼関係構築に努める。

6 早期発見に向けての取組

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。このことによって、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、問題を一人あるいは特定の教職員で抱え込まず、早急にいじめ防止対策委員会に報告・連絡・相談し、組織での対応をこころがけ、より多くの目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合は、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせる。問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動等を通して、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」等、各種アンケートを年間を通して計画的に行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。アンケートについては、記名・無記名、選択・併用等児童が記入しやすい形で実施する。
- ⑤ 「QUアンケート」により、客観的な把握と担任の主観的な捉えと並行して分析し、適切な対応を進める。
- ⑥ 日頃の授業や学級・学校だより等を通じて、保護者との良好な信頼関係を築き早期発見に努める。インターネットやソーシャルメディア等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくり等について保護者に対して協力を依頼する。

7 いじめへの対処

- (1) いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止等の対策のための組織に報告し、情報を共有する。そして学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、速やかに市教委に連絡するとともに、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- (4) 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- (5) いじめられている児童の心の傷を癒すために、SC（スクールカウンセラー）や養護教諭と連携を取りながら、指導にあたる。
- (6) いじめを行った児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、行為の責任を自覚させるとともに被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。

8 いじめ重大事態への対応

(1) 重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）

- ・ いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態への対応

- ・ ただちに安来市教育委員会（以下、市教委）に報告する。
- ・ 市教委は、調査主体及び調査組織について判断する。「いじめ対策委員会」または「いじめ防止専門委員会」を設置する。
- ・ 調査組織で、事実関係を明らかにする調査を実施する。
- ・ 調査結果を、いじめを受けた児童や保護者へ説明を行う。
- ・ 調査結果を踏まえた、必要な措置を行う。（プライバシーに十分配慮する。）

9 家庭や地域、関係機関と連携した取組

(1) いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。

(2) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ相談テレフォン（島根県教育委員会）」等のいじめ問題等の相談窓口の利用も検討する。

(3) いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(4) 市教委と緊密な連携を図り、教育相談員の配置や校内研修（チェックリスト・ネットトラブル防止等）の充実を図る。専門機関と連携し、いじめ防止対策委員とで問題解決にあたる。

10 学校評価の実施

学校評価において、毎年度の取組について児童・保護者からのアンケート調査、教職員の自己評価等により、様々な声をひろうとともに、PDCAサイクルを生かし、次年度の取組につなげる。